

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	田子町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takko.lg.jp/index.cfm/9,6825,102,html

執行機関名 田子町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	田子町ひとり親家庭等医療費給付条例によるひとり親家庭等医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田子町個人番号の利用に関する条例(平成27年12月4日条例第18号)別表第1 2の項 田子町ひとり親家庭等医療費給付条例によるひとり親家庭等医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	田子町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年条例第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		田子町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年条例第11号) 田子町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成8年規則第12号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	田子町ひとり親家庭等医療費給付条例第6条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	田子町ひとり親家庭等医療費給付条例第6条第1項の規定についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 イ	田子町ひとり親家庭等医療費給付条例第3条第2項第4号及び5号 田子町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		